

出席停止の取扱いについて

本道の新型コロナウイルス感染症対策のレベル分類が、全道域で「レベル1」に移行したことに伴い、国が作成している衛生管理マニュアルに基づき、出席停止の取扱いが変更になります。

「レベル2」の地域では、同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も、自宅で休養（出席停止）することとしていましたが、「レベル1」では、

**「同居する家族に未診断の風邪症状等」がある場合、
感染症による出席停止にはなりません。**

※ ただし、医療的ケアの対応や基礎疾患があるなど、主治医等から登校すべきではないと判断された場合には、欠席の取扱いにならないことがあります。

※ また、感染が不安で休ませたい場合において、地域の感染が拡大しており、同居の家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる、などの事情がある場合には、合理的な理由があるとして、欠席の取扱いにならないことがありますので、学校に相談してください。

【参考】



北海道
新型コロナウイルス
療養解除日カレンダー

出席停止等の取扱いは次のとおりです。

該当する場合は学校にお知らせください

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
感染者 自宅療養者 宿泊施設療養者	症状あり	発症日	出席停止（発症日を0日目として7日間経過かつ症状軽快*1後24時間経過）							解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底		
	症状なし	検体採取日	出席停止（検体採取日を0日目として7日間）							解除			
			出席停止				抗原検査キット陰性	解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底				
濃厚接触者 または リストアップによる 「感染の可能性がある方」		感染者との最終接触日*2	出席停止							解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底		
		感染者との最終接触日*2	出席停止	抗原検査キット陰性	抗原検査キット陰性解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底				※入学試験等の事情がある場合に限る。			
本人に 未診断の発熱等の症状		症状が消失するまで出席停止											
感染が不安		学校に相談してください （地域の感染状況等により出欠の取扱い等について判断します）											

※ 「レベル1」への移行により 内の対象が、児童生徒等本人のみとなりました。

*1「感染者との最終接触日」とは、同居の家族の発症日、または感染対策（マスク、手洗い、アルコール消毒等）を開始した日のいずれか遅い日をいいます。

*2「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。（症状がすべてなくなることと必要とはしません）「症状軽快」または「解熱」した日より、出席停止期間は変動します。